



## たつの市の子育てを企業がバックアップ!

本市の子育ての取り組みを応援する企業様から、企業版ふるさと納税によるご寄附をいただきました。「はつらつベビーまごころ便」などの子育て支援事業に活用させていただきます。ありがとうございました。

**寄附企業** 20社 (50音順)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(株)一宮電機、エースコック(株)、(株)北山工商、(株)共立メンテナンス、クミアイ化学工業(株)、佐藤精機(株)、三相電機(株)、(株)ジェイシーシー、(株)SibaService、(株)ジャバラ、(株)清交倶楽部、(株)ダイセル、タキロンシーアイ(株)、ナガセテムテックス(株)、兵庫西農業協同組合、フジプレミアム(株)、(株)ホームセンターアグロ、(株)マルアイ、(株)レゾナック

**寄附総額** 640万円

▶ふるさと創造課 (☎64・3141)



## みんなでつくる こども食堂 — 今度、ごはん食べにおいでよ! —

本市のこども食堂は、子どもたちにとって居心地が良く、さまざまな世代との交流があり、子どもと地域社会をつなぐ役割を果たす場です。

たつの市では、「こども食堂」を応援しており、現在、こども食堂運営支援事業による「こども食堂」は市内7カ所 (令和5年3月現在) で開催されています。

こども食堂に関心がある、できることでお手伝いしたい (応援したい) という方は、児童福祉課へご連絡ください。

▶児童福祉課 (☎64・3220)



### 1 フレチャイキッチン

新宮町 ふれあい福祉会館内  
開催日: 毎月1回土曜日  
連絡先: ☎090・7354・2151



### 2 わくわく子ども食堂

龍野町 コープ龍野店  
開催日: 原則第2日曜日  
連絡先: ☎090・5129・7883



### 3 龍野コドモキッチン

龍野町 日山Base  
開催日: 第3日曜日  
連絡先: 📧hiyama.base@gmail.com



### 4 小宅コドモキッチン

龍野町 日山ごはん  
開催日: 原則第2水曜日  
連絡先: ☎62・5488



# こども食堂を 紹介します



### 5 Manaごはん

揖保町 総合隣保館内  
開催日: 不定期  
連絡先: ☎080・1447・7346



### 6 田舎の家キッズカフェ

揖保川町 サロン田舎の家  
開催日: 年4~5回  
連絡先: ☎72・2392



### 7 NIKO にこ FAMILY

御津町 やすらぎ福祉会館内  
開催日: 不定期  
連絡先: ☎090・7493・8379



## 保育をするならたつの市で! ~たつの市保育士復帰応援事業について~



潜在保育士の職場復帰支援を行うために、市内の私立保育所・私立認定こども園に採用された保育士・保育教諭に対し、復帰応援事業補助金を支給します。

**対象者** 次の①~⑤をすべて満たす方

- ①市内の私立保育所・私立認定こども園に直接雇用され、保育士・保育教諭として新たに勤務を開始し、採用の日から6カ月を経過した方
  - ②1カ月当たり20日以上かつ1日当たり6時間以上勤務する保育士・保育教諭として採用された方
  - ③保育施設において、②を勤務条件とする保育士・保育教諭等として3年以上の勤務実績がある方
  - ④たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金<sup>(※1)</sup>の支給を受けていない方
  - ⑤過去に本事業による補助金の支給を受けていない方
- (※1) 通算経年数が7年未満である市内の私立保育所・私立認定こども園に勤務する保育士・保育教諭を対象とした、賃金改善に係る市の補助金

**補助額**

1日当たりの勤務時間	補助金の額
7時間30分以上	120,000円
7時間以上7時間30分未満	110,000円
6時間以上7時間未満	100,000円

**申請書類**

- ①保育士復帰応援事業補助金交付申請書
  - ②保育士登録証または幼稚園教諭普通免許状の写し
  - ③雇用内容・勤務実績等が分かる書類
- ※申請書類は、各保育施設、幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置、市ホームページに掲載しています。

**申請方法** 申請書類を幼児教育課へ郵送または持参してください。

▶幼児教育課 (☎64・3222、〒679-4192 龍野町富永1005-1)



## 児童手当等・児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

お子さんが生まれたとき、引っ越しをするとき、婚姻・離婚等で保護者が変更になるとき、児童と別居することになったとき等は、速やかに届け出をしてください。

届け出を忘れると、本来受けることができる手当が受けられなくなることがあります。

**児童手当・特例給付**

**対象者** 児童を養育している保護者 (2名以上いる場合は、より所得が高い方)

**支給期間** 児童が15歳になった最初の3月末まで

手当額 (月額)	◆児童手当 【3歳未満】	【3歳以上~小学校修了前】	【中学生】
		15,000円	10,000円 (第3子以降15,000円)
	◆特例給付 一律 5,000円		

※所得上限限度額を超える場合は、手当が支給されません。児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出等が必要になります。

**児童扶養手当**

**対象者** 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者等

**支給期間** ①児童が18歳になった最初の3月末まで  
②心身に中度以上の障害がある児童が20歳に到達するまで

**手当額 (月額)** **令和5年4月分から改定**  
44,140円~10,410円  
(対象児童が1名の場合)

※所得制限限度額を超える場合は、手当の一部または全部が支給されなくなります。

**特別児童扶養手当**

**対象者** 身体または精神に障害がある児童を養育している保護者

**支給期間** 児童が20歳になるまで

**手当額 (月額)** **令和5年4月分から改定**  
【1級】53,700円 【2級】35,760円

**その他** 手当を受給中の方で、児童の障害の程度が重くなった場合等は届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▶児童福祉課 (☎64・3153)、📍地域振興課市民健康福祉係 (☎75・0255)

📍地域振興課市民健康福祉係 (☎72・2523)、📍地域振興課市民健康福祉係 (☎322・1451)